

松江市告示第 210 号

松江市水産業振興事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 270 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市水産業振興事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号 _____)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 _____補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費及び補助金の交付の率又は金額は__別表のとおりとし、予算の範囲内で<u>補助金</u>を交付するものとする。</p> <p>(終期)</p> <p>第4条 補助金の終期は、<u>令和5年3月31日</u>とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 <u>漁業</u>環境整備事業</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市水産業振興事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。<u>以下「規則」という。</u>)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 <u>補助金の名称</u>、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費及び補助金の交付の率又は金額は、<u>別表</u>のとおりとし、予算の範囲内で _____ 交付するものとする。</p> <p>(終期)</p> <p>第4条 補助金の終期は、<u>令和4年3月31日</u>とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 <u>漁場</u>環境整備事業</p>

補助金交付の目的	魚礁整備、漁場環境対策、種苗放流、浚渫、 <u>漁業用施設(外郭施設及び係留施設に限る。以下同じ。)</u> 整備に必要な費用の一部を補助することにより、水産資源の生産力の向上及び漁獲量の増大を図ることを目的とする。	補助金交付の目的	魚礁整備、漁場環境対策、種苗放流、浚渫 <u>等の漁場環境の</u> 整備に必要な費用の一部を補助することにより、水産資源の生産力の向上及び漁獲量の増大を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。 (1)～(4) 略 (5) 漁業用施設整備 <u>宍道湖・中海地域における漁業用施設の新設、更新、移設又は修繕</u>	補助金の交付対象である事業の内容	次に掲げる事業とする。 (1)～(4) 略
略		略	
補助金の交付の率又は金額	次に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ定める額(1,000円未満切捨て)とする。 (1)～(4) 略 (5) 漁業用施設整備 交付対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を上限とする。	補助金の交付の率又は金額	次に掲げる事業内容の区分に応じ、それぞれ定める額(1,000円未満切捨て)とする。 (1)～(4) 略
2・3 略		2・3 略	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。